

八峰町社会福祉協議会 福祉団体等事業助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八峰町内で福祉活動する福祉団体等に対し、共同募金配分金による助成金を交付することで、地域福祉活動を推進し、活性化を図るため必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象となる団体は、八峰町内に所在し、地域住民を対象に自主的・自発的に進める地域福祉活動を行う福祉団体、ボランティア団体、NPO法人などで、共同募金の趣旨について理解、共感し、共同募金運動にみずから積極的に参画、推進する団体とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業は、前条に規定する助成対象団体が八峰町内において実施する次の地域福祉活動とする。

- (1) 高齢者の暮らしを支えるための活動
- (2) 障がい児・者の暮らしを支えるための活動
- (3) 児童・青少年の暮らしを支えるための活動
- (4) その他、住民全般の福祉課題を解決するための活動

(助成金額)

第4条 助成金額は予算の範囲内で会長が決定する。

(助成申請)

第5条 助成申請する団体は、次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 福祉団体等事業助成金申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) その他必要と定める書類

(助成金の決定)

第6条 会長は、助成金を交付すべきものと認めるときは、福祉団体等事業助成金決定通知書(様式第3号)を団体に通知する。

(助成金の請求)

第7条 前条の通知を受け助成金の交付を受けようとするときは、福祉団体等事業助成金請求書(様式第4号)を本会に提出する。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付は、福祉団体等事業助成金請求書の提出を受けて交付する。

(実績報告)

第9条 申請団体は、事業が完了したときは助成事業の成果を記載した事業実績報告書(様式第5号)を、事業終了後1ヵ月以内に会長に報告しなければならない。

(助成事業の明示)

第10条 助成金を受けた団体は、事業の実施にあたり「赤い羽根共同募金」の助成事業であることを明示するほか、広く周知しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

平成28年4月1日から施行する。